

会 議 録

|       |      |   |                                   |
|-------|------|---|-----------------------------------|
| 内容承認  | 公開・非 | <開催日>平成21年11月16日(月)<br><時 間>13:30~16:00<br><場 所>新館4階 第2委員会室 | <傍聴人数> 1名<br><傍聴室> 新館4階<br>第2委員会室 |
| 山口委員長 | 公開の別 |   |                                   |
| 承認    | 公開   |   |                                   |

<名称> 平成21年度第4回岸和田市自治基本条例推進委員会(第2期)

<出席者>

(自治基本条例推進委員会委員出欠状況) は出席、 は欠席

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 山 | 松 | 白 | 西 | 木 | 植 | 谷 | 雨 | 数 | 稲 | 神 | 野 | 次 | 中 | 橋 |
| 口 | 村 | 石 | 出 | 下 | 田 | 脇 | 田 |   | 富 | 谷 | 野 | 井 | 村 | 本 |
|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |

事務局)企画課：西川課長、梶野参事、菅本主査、陣川

<議題>

- ・職員理解度向上のための取り組み状況結果の報告
- ・建議に対する各課取り組み状況調査(第2回)結果の報告
- ・条例の趣旨普及について
- ・その他

<概要>

冒頭に龍谷大学法学部教授の白石克孝先生の紹介を行なう。

職員理解度向上のための取り組み状況結果の報告について

(事務局)

チャレンジ25問の結果について、前回推進委員会にて求められていた課別、補職別の詳細データを別紙にて報告する。参加者数は1,148名で全員の平均点は91.3点であった。また職員対象の人事研修結果について、受講者も欠席者も含めて提出されたレポートを集計したところ別紙のとおりとなった。受講者の9割以上は肯定的な意見であったが、今後の研修のあり方の参考にするために、それ以外の意見も合わせて抽出し、事務局の意見も追記して報告する。

(委員長)

前回報告の追加である。特徴としては正規の職員以外の嘱託や再任用職員も対象にしたところが優れている。人事研修については、受講者側からの意見が書かれているが、事務局としてどう受け止めたのか。

(事務局)

今回は初めての試みということで、まず条例を知ってもらうことを主目的に行った。今後は意見にもあるように、具体的に業務とどう関わるかの学習や、関連条例の研修などを検討していきたいと考えている。

(委員)

事務局の考え欄にある各課の推進委員とはどういう役割なのか。市長任命なのか。

(事務局)

年度当初に各所属長から各課1名ずつ任命するもので、各課内で自治基本条例の趣旨普及、事務局である企画課との連絡調整、また今回のような調査の際に課内の意見集約をする役割も担ってもらっている。

(委員)

数年前に比べたら関心を持ち始めているのは分かるが、このレポートからは受け身である印象を持った。もう少し積極的に向き合ってもらいたい。

(委員)

人事研修について、一度に2,000人近い職員を対象にどのように行ったのか、具体的に教えてほしい。物理的に企画課の職員だけでは難しいのでは。

(事務局)

最大72名収容できる会議室で、1回2時間の研修を、午前中に1回、午後から2回の計3コマをのべ7日間かけて行った。そして職員それぞれの業務の範囲内で、都合のつく回に1回参加してもらった。研修は事務局3名で交代しながら担当し、また内容も条例広報用ビデオを上映したり、グループワークを行ったりと、一方的な講義だけにならないよう工夫をした。

(委員長)

これらをふまえ、出された意見を参考にして一層の庁内周知を図ってほしい。

#### 建議に対する各課取り組み状況調査(第2回)結果の報告

事務局から9月3日付けで庁内に発信し、調査した結果を、別添資料の調査結果報告と調査回答課別一覧をもとに報告する。今回は作業部会にて、設問ごとに調査対象となる課を絞り込み、より詳しく調査を行った。

<質疑および審議>

(委員長)

先に作業部会で調査結果についての意見集約を行っていると思われるが、部会からの追加意見等はないか。

(委員)

前回調査では、建議の各項目に対する回答として本来中心となるべき課が、他の課と同じような一律の回答をしているところもあった。そのため今回は全課に一齐に調査をかけるのではなく、責任ある担当課にさらに調査をすることとなり、各課の推進委員を通じて今現在のギリギリの回答を求めた。その結果、前回よりも進んだ回答を得られたのではと思う。年ごとに取り組んでいこうという機運が見えてきた。

(委員長)

それぞれ項目ごとの回答について、委員会として了承するのか、それとも建議の方針に従って継続して働きかけていくのかが、今回の建議の内容になる。順に検討しながら判断していきたい。

#### 【第3条：権利条例】

(委員)

調査を投げかけたそれぞれの課で回答が違っているが、どのように検証していくべきなのか。

(委員長)

建議では、まとめて制定を働きかける内容になっているので、制定の予定がないと回答した課には働きかけていくことになるが、なぜ制定の必要があるのかの説明を同時に行わないと水掛け論になる。

(委員)

根拠となる法律が制定され、その中でいろいろ定められていることと、自治体が自ら条例を作ることで職員の認知やスキルが上がっていくということの両面を考えて議論すべき。法があるからという回答は不十分な印象を持つ。法律より一歩進んで、地域の実情をふまえたものを足しこんでいくことで、職員が自らの業務をより習熟することになるというのが今回の建議の意図だと考えられる。

(委員長)

自治振興課の取り組みについては了承する。それ以外の課については、もう少し検討してもらおうよう、作業部会で内容を詰めてほしい。

【第9条：議会の責務】

具体的に議会基本条例制定の目標年次まで提示され、取り組みが進められているので了承。

【第13条：職員の責務】

スペシャリスト等職員の養成については了承。

人事考課についても了承。

作業手順書について

(委員長)

行政手続法や行政手続条例の関係で、申請に対する審査基準や不利益処分の基準などを公にする必要があるが、きちんとなされているのか作業部会で調べてほしい。

公益通報について

(委員長)

本当に該当する事案がないから不要としているのか、不利益をこうむることを嫌って通報しないのか不明であるが、他市の事例では、外部機関を創設したところ2,000件の通報があった。職員としては安心して通報できる状況ではあるが、新たな費用が発生する制度を創設するのかどうか検討する必要がある。

(委員)

作業部会でもかなり議論したが、そもそも制度を知らない職員がいるのではという結論になり、コストもかかることなので、まず庁内での周知を優先することとなった。

(委員)

岸和田市規模の市での設置状況や、実施状況を作業部会で調べたい。

(委員長)

公益通報者保護法の認識について、法があるからそれでいいという回答が見受けられたが、保護の対象となる法令は400超程度に限られ、枠が狭く、それ以外の法律に違反したとの通報では保護されない。不当解雇に対する救済も、公務員は任命行為であり適用が除外されている。まず内部通報をして、それで解決できなければ労働基準監督署等に通報し、それでも解決できなければ弁護士等の外部機関になるという通報の流れとともに、非常に要件が狭いということを知って回答してほしかった。この件は松村委員の意見も聞きたいので、次回までの検討課題にしたい。

不当要求行為について

(委員長)

主に警察署の暴力団対策関係課との間で、定期的な連携会議のようなものを持っている市も多いが、岸和田市ではどうか作業部会で確認してほしい。

自主的な研修ネットワーク活動については了承。

【第16条：協働】

（委員）

現状として取り組みが進んでいない課題というのか何か。

（事務局）

補助金見直し検討委員会が開催され、スクラップ&ビルドで市民活動支援制度を創設しようとしているが、スクラップが進んでいないためビルドができないという大きな課題がある。現状の補助金制度を見直し、透明化をはかる方向で進めていきたい。

（委員長）

市川市の1%条例のようにアイデアとしてはいろいろあるので、取り組みは続けてほしい。調査の回答としては了承としたい。

【第18条：意見聴取】

提出される意見が少ないので、募集期間の見直しなど工夫が必要である。（作業部会）

【第19条：審議会】

（委員）

審議会によっては配布資料をもらえたり、返却する必要があったりと対応がまちまちではないか。制度の公平性にも関わるので、次の検討課題にしたい。

（委員）

傍聴者数が少ない。自治基本条例の精神は市民本位であり、参加してもらうことが重要。本当に市民に開かれた制度なのかの検討も含めて、もう少し具体的に市民参加してもらえるような工夫を提案していきたい。

（委員）

審議会を夜間や休日に開催している市もある。この委員会の作業部会も無償ではあるが、実質的な議論の中身に入っていけるので、これも工夫のひとつと考えられる。

（委員長）

所管課（総務管財課）はとりまとめだけではなく、何らかの働きかけや、何らかのルールを作って組織的対応を促す必要がある。（作業部会）

【第21条：情報共有】

（委員）

広報誌のリニューアルで総紙面数は増やすものの、月1回の発行になる。これまで行政からの発信と市民が広報を通じて市民に知ってもらおう使われ方をしてきたが、締切が1ヶ月前で早すぎる。情報は常に新しいものであり、配布時に古い情報にならないようもう少し工夫が必要。

（事務局）

広報の規定があり、その中で市政の情報を発信するのが本来の大きな目的。説明会によると、最近イベント情報やお知らせが増えてきたので、政策をもっと周知する紙面にする。記事を入れたいあまり、文字ばかりになって読みづらいとの声もあり、写真なども入れながら紙面の改造にも取り組む。締切は1ヶ月前までになるが、これは事前に枠取りで対応する。細かい部分で未定なところも多く、今後調整するとのこと。

（委員）

現状では、市民がお知らせとして活用している。教育委員会や社協など、それぞれで発信しているものは、統一してはどうか。市民のための広報公聴のあり方を窓口課が整理してほしい。

（委員）

広報紙だけではなく広報の指針の作成について、引き続き作業部会での検討課題にしたい。

【第22条：個人情報保護】

取り組みとしては了承。

(委員)

まとめの中の民生委員や町会へのセキュリティー教育について、付加的に行うのではなく、独立してしっかり行うように表現を改めてほしい。

【第23条：説明責任】

取り組みとしては前進しているが、これで終わりということではなく、引き続き建議の意図を各課に投げかけて、意識の推移を確認する。

【第24条：総合計画】

現在策定作業中であり、進捗状況の報告を適宜受けるということでした承。

【第25条：組織、第28条：行政評価】

地域経営システム構築のための作業中であり、進捗状況の報告を適宜受けるということでした承。

【第26条：法務】

(委員)

今回の最終建議の中でも最も力点を置くべきところではないか。新たに人材を配置しなくても、自治基本条例の推進委員のように法務担当を各課長が任命すればよい。条例の推進委員が法務担当になってもらってもいいのでは。もう少し工夫をしてやっていくべきではと思う。

(委員長)

地方分権改革推進委員会で10月に第3次勧告がなされたが、保育所の設置基準も条例で市町村が決められる方向になる。そうなった時にどう対応するのかを考える必要がある。これは各市でしっかりと考えなければならない。法務についてはもう少し踏み込んでいいのでは。

(委員)

政策法務は、できないということを解釈するのではなく、できるかもしれない方法を考えることであり、横並びの自治体から力量のあるフロントランナー、トップランナーになるという流れ。丘陵地区整備課の前向きな回答のように、同じ部内でも新しいことはできないと言い訳している課と、できないならどう解釈すれば可能かチャレンジしている課に分かれている。今後の流れを考えると裁量の余地が増えて、自治体のなかで責任を持って運用していく必要が出てくる。政策法務を政策立案能力の一部としてとらえて考えないと、コンプライアンスの延長上と考えていると将来まちづくりのマイナス要因になるだろうと思う。動向を見極めて率先して、基本的には自主的に勉強していくというところから始めないといけないと思う。(作業部会)

条例の趣旨普及

(委員長)

時間の関係上、作業部会で検討してもらって、そこでアイデアを出してもらいたい。

(事務局)

行政が考えると、どうしても型にはまったものしか考えられない。どういう形だと市民が気軽に参加できるか、新しく周知できる場を一緒に考えていきたい。

(委員長)

場合によっては企画のみならず、実施についても市民が関わることが考えられる。本件は作業部会に委ねるので、次回の推進委員会で報告してもらいたい。

その他

(委員)

この自治基本条例推進委員会と並行して、総合計画についても条例の理念に基づいて策定中である。総合計画審議会も都市計画マスタープランも、来年8月ごろを目途に大詰めで動いている。それぞれの進行状況について、各委員および委員長、副委員長に知ってもらって、付かず離れず審議を進めるべきでは。情報を密にしてほしいと願う。

(委員長)

本推進委員会の動きも伝えるべき。

以 上

次回の会議日程

第9回自治基本条例推進委員会作業部会 平成21年12月14日(月)18:30~

於：岸和田市役所消防4階第1会議室

第5回自治基本条例推進委員会(第2期)平成22年2月10日(水)13:30~ 場所未定